
キャンセル規定と追加料金規定

わが国を代表する職能演奏家団体MRC（Musician's Rights Commission ※注1）の定める規定に準じて当社でも下記の規定を定めています。

1. キャンセル料

主催者からの契約取消の場合は、原則として下記のキャンセル料を申し受けます。

契約の意思表示があった日を起点とする

※契約の意思表示とは、口頭、電話、電子メール、文書を指す
消費税は別途とする

契約の意思表示があった日から公演当日の181日前まで	10%
公演当日の180日前から151日前まで	20%
〃 150日前から121日前まで	30%
〃 120日前から91日前まで	40%
〃 90日前から61日前まで	50%
〃 60日前から31日前まで	60%
〃 30日前から11日前まで	70%
〃 10日前から3日前まで	80%
〃 2日前	90%
〃 前日	100%
契約日当日	100%

2. 放送、録音、録画等の追加報酬

(a) 録音（放送1日分含む）は、出演料総額の 50%（税金は別途）

(b) 録画（放送1日分含む）は、出演料総額の 50%（〃）

(c) 出版（ビデオ化など）は、下記の計算による料金

報酬（総額）＝小売価格×1～3%×（発行部数×0.8）

(d) ライブ公演のCD化については、下記のとおりとする。

出演料総額相当分又は印税契約＝小売価格×（発行部数×0.8）×2～3%

※注1) 職能演奏家団体MRCとは・・・

社団法人 日本演奏連盟（オペラ団体協議会を含む）・社団法人 日本音楽家協会・スタジオミュージシャンズクラブ・日本作編曲家協会・日本音楽家ユニオン・日本シンセサイザープログラマー協会・日本録音指揮者連盟 以上の職能7団体が1994年5月に演奏家の著作隣接権の拡充と福祉、音楽文化の発展を目指すために発足した。会員数10,868名。